

子ども・子育て支援法に基づく特定事業に関する進捗状況

（児童虐待対策及び社会的養護体制の充実）

ー児童虐待防止対策及び社会的養護体制の充実に関するプランの考え方ー

3つの基本理念「子どもが権利の主体」「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童相談所を設置する中核市として児童虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた切れ目のない支援を行います。

◎児童虐待の発生予防

平成28年の児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが裏付けられました。児童虐待相談件数が増加している中、虐待対応強化のため設置した「こども家庭支援センター」を中心に、子どもに係る関係部局、地域における社会資源及び関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことにより市全体で虐待の発生予防に取り組みます。

◎社会的養護体制の充実

「虐待の発生予防」「子ども主体の生活体制の構築」「自立支援、アフター・ケア」「児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実」の4つの方向性に基づき、具体的な取り組みを含めて、施策等を着実に実施していきます。

※本資料の実績欄及び今後の予定欄中の（家支）はこども家庭支援課、（児相）は児童相談課、（健管）は健康管理支援課、（地健）は地域健康課を表しています。

【取り組みの方向性Ⅰ 虐待の発生予防】

I-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

(1) 児童虐待防止協力体制の整備			
児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	0歳～18歳未満
R 5 実績	・2月に市民児協との共催により全民生委員児童委員を対象に研修会「社会で子どもが育つこと、ともに生活すること」を開催した。(児相) ・主任児童委員連絡会議、学校警察連絡協議会他、関係機関との連絡会の主催、参加を通し、関係機関との連携に努めた。(児相)		
R 6 実績	・横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク構成機関むけの研修を開催した。(家支) 8月「要保護児童対策地域協議会について・サポートチーム会議について一疑似会議による他機関連携の実践一」 11月「共感性に欠ける育児が生み出すもの～神戸連続殺傷事件少年A(酒鬼薔薇聖斗) 事案から学ぶ～」 ・市民児協との共催により全民生委員児童委員を対象に研修会を開催した。(児相) 2月「地域で子どもが育つこと～里親制度について学ぶ～」 ・主任児童委員連絡会議、学校警察連絡協議会他、関係機関との連絡会の主催、参加を通し、関係機関との連携を図った。(児相)		
今後の予定	・令和7年度も8月と11月に研修会を開催予定。(家支) ・2月に市民児協との共催により全民生委員児童委員を対象に研修会を開催予定。(児相) ・主任児童委員連絡会議、学校警察連絡協議会他、関係機関との連絡会の主催、参加を通し、関係機関との連携を図る。(児相)		

(2) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催			
児童の福祉に関する活動を行っている者の知識や経験を活用して、支援を必要とする子どもや保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満、妊婦
R 5 実 績	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・全体会議 年 1 回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 ・実務担当者連絡会議 年 4 回 意見交換「外国につながる子ども」について ・サポートチーム会議 年 255 回（過去最多の開催回数） 個別のケースごとの課題について、情報共有及び支援方針、役割分担等の確認を行った。		
R 6 実 績	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・全体会議 年 1 回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」の報告 ・実務担当者連絡会議 年 4 回 各機関から「多様化する家族への関わり方とその支援について」の意見交換 ・サポートチーム会議 年 266 回（過去最多の開催回数） 個別のケースごとの課題について、情報共有及び支援方針、役割分担等の確認を行った。		
今後の予定	令和 7 年度もこども家庭地域対策ネットワーク会議（全大会議 1 回、実務担当者会議 4 回、サポートチーム会議）を開催予定。		

(3) 児童虐待防止推進月間への取り組み			
毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	ー
R 5 実 績	・Cosuka Bayside Stores と西行政センターでパネル展示を行った。(家支) ・啓発グッズを作製し、職員が率先して身に着け、市民や関係機関にも配布した。(家支) ・啓発ポスターを作製し、学校や関係機関に配布するとともに、デジタルサイネージに掲載した。(家支) ・よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸のライトアップを行った。(家支) ・広報よこすかや SNS を活用し、周知・啓発を行った。(家支) ・11 月の虐待防止推進月間において横須賀中央駅前のデジタルサイネージにて、児童虐待防止の掲示を行った。(児相) ・オレンジリボンたすきリレーの後援及び実施をし、横須賀市区間では延べ 19 名のランナーの協力を得て、啓発に努めた。(児相)		

R 6 実績	・横須賀市本庁舎、久里浜コミュニティセンター及び西コミュニティセンターでパネル展示を行った。(家支) ・啓発グッズ（リボンやキーホルダー）を作製し、職員が率先して身に着け、市民や関係機関にも配布した。(家支) ・啓発ポスターを作製し、横須賀市内の商業施設、学校及び関係機関に配布するとともに、デジタルサイネージに掲載した。(家支) ・横須賀市本庁舎とよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸のライトアップを行った。(家支) ・広報よこすかや SNS を活用し、周知・啓発を行った。(家支) ・11 月の虐待防止推進月間において横須賀中央駅前のデジタルサイネージにて、児童虐待防止の掲示を行った。(児相) ・オレンジリボンたすきリレーの後援及び実施をし、横須賀市区間では延べ 13 名のランナーの協力を得て、啓発した。(児相) ・オレンジリボンたすきリレーのスタートセレモニーとして、児童養護施設のバンドメンバーによる演奏により啓発した。(児相) ・生徒指導担当者会議の場において、児童虐待に関する啓発を行い、教育現場との連携を図った。
今後の予定	令和 7 年度も、下記取り組みにより市民への周知・啓発を図る予定。 ・横須賀市本庁舎、追浜コミュニティセンター及び西コミュニティセンターでパネル展示を予定。(家支) ・啓発グッズ（リボンやキーホルダー）を作製し、職員が率先して身に着け、市民や関係機関にも配布予定。(家支) ・啓発ポスターを作製し、横須賀市内の商業施設、学校及び関係機関に配布するとともに、デジタルサイネージに掲載予定。(家支) ・横須賀市本庁舎とよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸のライトアップの予定。(家支) ・広報よこすかや SNS を活用し、周知・啓発を行う予定。(家支) ・11 月の虐待防止推進月間に横須賀中央駅前で横断幕により児童虐待防止の掲示を行なう。(児相) ・オレンジリボンたすきリレーの後援及び実施を企画し、啓発する。(児相) ・生徒指導担当者会議の場において、児童虐待に関する啓発を行い、教育現場との連携を図る。(児相)

I-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

児童相談所を設置した中核市のため、市全域を一つの児童相談所に対応していること、また、児童相談課・こども家庭支援課（要支援児童担当）は、同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、こども健康課（母子保健担当）（R4～地域健康課）と迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

(1) 要支援家庭に対する支援の連携			
児童相談課とこども家庭支援課、こども健康課（R4～地域健康課）、教育委員会支援教育課がこども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満、妊婦
R 5 実績	分科会 計 30 回（5地区で隔月開催）		
R 6 実績	分科会 計 30 回（5地区で隔月開催）		
今後の予定	分科会 計 30 回（5地区で隔月開催） 予定。		

(2) 妊娠・出産期からの連携			
妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に繋がります。			
R 6 担当課	こども家庭支援課、地域健康課	対象年齢等	誕生前～就学前、妊婦、保護者
R 5 実績	利用者支援事業(母子保健型) 1,118 件(家支) ・乳幼児健診の実施 乳児 100.37%※ 10 か月児 94.06% 1歳6か月 98.43% 3歳6か月 96.24% (健管) ※対象者数に転入者が含まれていないため実績のほうが上回り、100%を超えています。 ・妊娠届け出時(母子健康手帳交付時)のアンケートおよび「出産子育て応援金(経済型支援)」との一体化により妊娠7か月頃と出産後にアンケートを実施し、必要な支援につなげた。(地健) ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 延 3,850 件 (地健)		
R 6 実績	利用者支援事業(こども家庭センター型) 2,297 件(家支) ・乳幼児健診の実施 乳児 99.16% 10 か月児 92.28% 1歳6か月 97.63% 3歳6か月 96.20% (健管) ・妊娠届出時(母子健康手帳交付時)、妊娠7か月頃、出産後(こんにちは赤ちゃん訪問時)のアンケートの実施と、「出産子育て応援金(経済的支援)」の実施を一体的に行い、サービス調整や情報提供など、必要な支援を行った。(地建) ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 延 3,536 件 (地建)		
今後の予定	妊娠期から子育て期にわたり、支援を必要とする母子およびその家族に切れ目のないサポートを提供する。(家支) 「出産子育て応援金」の制度を「妊婦のための支援給付」に変更し、引き続き一体的に事業を実施することで切れ目のない支援を行う。(地健)		

(3) 未就園児世帯等への訪問からの連携（新規）			
子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～12歳
R 5 実 績	関係機関との連携により対象児童の把握し、対象児童全員の安全確認を行った。訪問件数 延 117 件		
R 6 実 績	関係機関との連携により対象児童を把握し、対象児童全員の安全確認を行った。訪問件数 延 125 件		
今後の予定	今年度も状況確認ができない小学生以下の子どもに対して、訪問予定。		

I-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

(1) 子育てホットラインの設置			
子育てに関する悩みや相談について、24 時間 365 日いつでも対応ができる体制を整備します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0歳～18歳未満、妊婦
R 5 実 績	24 時間 365 日、電話での子育て相談を実施した。 年間対応件数：2,915 件		
R 6 実 績	24 時間 365 日、電話での子育て相談を実施した。 年間対応件数：3,192 件		
今後の予定	引き続き 24 時間 365 日、電話での子育て相談を実施する。		

(2) 専門職員による相談体制			
保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。			
R 6 担当課	こども家庭支援課、 児童相談課、地域健康課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満、保護者、 支援者
R 5 実績	・保健師、社会福祉士が子育てに関する相談に対応 年 4,288 件 (家支) ・幼児期の育児に悩む親への心理士による親子支援相談の実施 延 516 件 (家支) ・育児中の親に対する精神科医によるメンタルヘルス相談の実施 延 6 件 (家支) ・保健師、児童心理司、児童相談員を配置し、専門的な相談に対応 (児相) ・自立支援コーディネーターを 1 名配置し、必要に応じて高校 3 年生年齢の社会的養護を必要とする児童の自立支援を行った。(児相) ・里親、施設入所中の高校生との関係性の形成に努め、自立支援に向けた準備を行った。(児相) ・育児に悩む乳児の親へ心理士による周産期メンタルヘルス相談の実施 55 回 (延 25 人) (地健)		
R 6 実績	・保健師、社会福祉士が子育てに関する相談に対応 年 3,237 件 (家支) ・親子支援相談の実施 延 572 件 (家支) ・幼児期の育児に悩む親への心理士による相談を実施した。 ・よこすか親子サポートプランの作成、手交 年 23 人 (家支) ・相談者の悩みに対し、相談者の希望に沿い、問題解決の方策や支援者ができる支援を書き表したサポートプランを交付した。 ・メンタルヘルス相談の実施 延 4 件 (家支) ・育児中の親に対する精神科医による相談を実施した。 ・児童福祉司、児童心理司、児童相談員、保健師を配置し、専門的な相談に対応 年 1,632 件 (児相) ・自立支援コーディネーターを 1 名配置し、社会的養護下の児童の自立支援及び退所後の継続支援を行なった。(児相) ・里親、施設入所中の高校年齢の児童との関係形成に努め、自立支援に向けた準備を行なった。(児相) ・自立支援コーディネーターによる相談支援の関与件数 延 599 件 (児相) ・妊婦や育児に不安等のある乳児の親を対象に、心理士による周産期メンタルヘルス相談を実施。主に母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん訪問時、3～4 か月時健康診査時に、対象となる方へ案内した。 ・相談会開設 60 回 (延 44 人) (地健)		
今後の予定	・保健師などによる相談、心理士による親子支援相談や精神科医によるメンタルヘルス相談などの専門職による各種相談を実施するとともに、支援が必要と考えられる場合は、関係機関等と連携し適切な支援につなげる。(家支) ・引き続き、専門職員の配置を行い、各種相談を実施していく。(児相) ・周産期メンタルヘルス相談は継続。R 7 年度からは、父親も対象となること		

	をわかりやすく周知するため、市民向けの名称を変更し、対象となる方がより気軽に利用できるようにしていく。(地健)
--	---

(3) 一時的な養育支援 (ショートステイ)			
疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院等において一時的な養育ができる環境を整備します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 5 実 績	施設（乳児院、児童養護施設）及びショートステイファミリー（里親）に委託し、ショートステイを実施した。 延 37 件 延日数 116 日		
R 6 実 績	施設（乳児院、児童養護施設）及びショートステイファミリー（里親）に委託し、ショートステイを実施した。令和 6 年度はリピーターの利用者が少なかったため。利用実績が減少した。 延 21 件 延日数 74 日		
今後の予定	保護者が病気や育児疲れ等により、一時的にこどもを育てることが困難となった場合に、施設またはショートステイファミリー（里親）宅でこどもを短期間預かることにより、保護者の負担を軽減し、虐待予防の早期対応を行う。		

(4) 育児支援を必要とする家庭への訪問			
関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、市が積極的に関与し、助産師やヘルパーが訪問支援します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	誕生前～18 歳未満、妊婦、保護者
R 5 実 績	助産師による訪問相談支援 90 回 ヘルパーによる家事育児援助 127 回		
R 6 実 績	助産師による訪問相談支援 62 回 ヘルパーによる家事育児援助 129 回		
今後の予定	今年度も支援が必要な家庭に対して助産師やヘルパーを派遣予定。		

(5) メンタル・フレンドの派遣			
ひきこもり等の子どもに対して、年齢が近く、児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 5 実 績	メンタル・フレンド登録者数 4 人 メンタル・フレンド派遣児童数 4 人 メンタル・フレンド延派遣回数 29 回		
R 6 実 績	メンタル・フレンド登録者数 7 人 メンタル・フレンド派遣児童数 4 人 メンタル・フレンド延派遣回数 32 回		
今後の予定	メンタル・フレンド登録者の卒業やこどもたちの学年の変わり目に際し、速やかに次のメンタル・フレンドが派遣を引き継げるよう、手続きの見直しを図り、待機期間を減らし、派遣回数を増やす。		

(6) DV被害者支援			
子どもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。			
R 6 担当課	こども家庭支援課、地域健康課	対象年齢等	—
R 5 実 績	・女性相談員によるDV相談を実施した。(家支) ・児童相談所及び関係機関との連携を図った。(家支) ・DV防止ネットワーク連絡会を開催した。(家支) ・乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受け、関係機関との連携を図った。(地健)		
R 6 実 績	・女性相談員によるDV相談において、こどもの面前のDVを感知した際は、積極的に児童相談所との連携を図り、相談業務に当たった。(家支) ・若年層に対する広報啓発の1つとして、デートDV防止啓発講演会を市内の中学校・支援学校で実施した。(家支) ・乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受け、関係機関との連携を図った。(地健)		
今後の予定	・こどもの面前でのDVについて、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行う。また、保護が必要な場合には、DV被害女性および同伴のこどもの一時保護等の支援を行う。(家支) ・DV防止ネットワーク連絡会を改組し、困難な問題を抱える女性等支援調整会議を設置、運営する。(家支) ・引き続き、乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受け、関係機関との連携を図っていく。(地健)		

【取り組みの方向性Ⅱ 子ども主体の生活体制の構築】

Ⅱ－１ 子どもの権利擁護の推進

年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先されるよう、子ども一人一人の健やかな成長、自由に意見を発することなどを保障するとともに、施設職員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

(1) 「子どもの権利ノート」の配布			
施設(里親等)に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子どもの権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳未満の施設入所児童等
R 5 実 績	全措置児童に子ども権利ノートの説明と配布を実施した。		
R 6 実 績	全措置児童に子ども権利ノートの説明と配布を実施した。		
今後の予定	全措置児童に子ども権利ノートの説明と配布及びアドボケイト事業の説明を実施する。		

(2) 施設内への「意見箱」の設置			
「意見箱」は、子どもが意見・権利を示すことができる重要なものである意識を持ち、設置を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 5 実 績	・児童養護施設内での「意見箱」の設置を継続し、子どもが自分の意見を伝えることができる手段を確保した。(家支及び児相) ・R 6 年度から開始の意見表明等支援事業のトライアルとして、延べ7 人の児童から意見表明希望を受け、回答及び説明の機会を設けた。(家支及び児相) ・一時保護所にて、週 1 回児童集会の場を設け、一時保護所での生活の希望など、自分の意見を伝える機会をつくった。(児相)		
R 6 実 績	・一時保護所及び児童養護施設、自立援助ホームにおいて、意見表明等支援事業を開始した。意見を述べたいと希望した子どもの気持ちを意見表明等支援員が聞き取り、児童相談所や施設等へ伝え、必要に応じて子どもへのフィードバックを実施した。(家支及び児相) - 一時保護所 延 93 名 - 児童養護施設 延 32 名 - 自立援助ホーム 延 2 名 ・一時保護所内に「意見箱」の設置と週 1 回児童集会を継続し、一時保護所での生活の希望など、子どもが自分の意見を伝えることができる手段を確保した。(児相)		
今後の予定	・今後も被措置児童等を対象とした意見表明等支援事業を実施して子どもの意見表明等の機会を確保し、被措置児童等虐待が疑われる場合にはガイドラインに沿って適切に対応する。(家支)		

	・一時保護所では、自分の意見を発信できる様々な手段として、意見箱の設置、児童集会の開催、意見表明等支援事業いずれも継続。意見表明等支援事業の定着を目指したい。表明された意見を柔軟に取り入れられるよう検討を続ける。(児相)
--	---

(3) 施設内での「子ども会議」の推進			
子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳未満の施設入所児童
R 5 実 績	一時保護所において、毎週「児童集会」を開催。児童等の意見の吸い上げや意見交換等を行った。保護児童数が増え、長期化している児童が多い中、児童集会だけではなく、意見箱も活用しながら意見の吸い上げを行った。 また、意見が出しやすい環境となるよう、対応可能なものではできる限り迅速に対応できるよう日常生活の中で出る児童からの意見等を吸い上げ、随時話合いを実施した。		
R 6 実 績	(一時保護所) ・週に1回「児童集会」を開催。児童からの意見の吸い上げや意見交換を行った。 ・保護期間が長期化する児童も多い中、児童集会だけではなく、意見箱・意見表明等支援事業も活用し、意見の吸い上げを行った。 ・意見が出しやすくなるよう、日常生活・日常会話の中で出る児童からの意見や要望についても、できる限り随時迅速に対応した。また、できない理由を明確にし、回答と共に説明した。		
今後の予定	(一時保護所) ・引き続き児童集会は継続して開催。児童の人数や状況に応じて、意見が出しやすい環境を検討・調整していく。		

(4) 施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施			
施設職員や里親・ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修を市が主体となって開催します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	・ 10 月、12 月に市内各児童養護施設において研修を実施した。 ・ 3 月に民生委員児童委員対象の研修を実施した。 ・ 児童相談所主催の研修において、施設職員に関連するものについては、参加を促し、研修の場を提供した。 ・ 里親月間における里親フォーラムにて、市外里親を講師として、市内里親 8 名（5 組）、市民 10 名を対象に研修を実施した。 ・ 里親については、5 年毎の登録更新研修を実施した。		
R 6 実 績	・ 市内 2 か所の児童養護施設において計 4 回の研修を実施（延 51 人参加）。 ・ 2 月に民生委員児童委員対象の研修を実施（参加者 354 人）。 ・ 児童相談所主催の研修において、施設職員等に関連するものについては、案内し、研修の場を提供した（10 回、延 121 人）。 ・ 上記研修に加え、意見表明等支援事業の促進を目的とし、市内 2 か所の児童養護施設、乳児院、自立援助ホームに対して児童の権利擁護の研修を実施した。（4 回、延 62 人） ・ 里親フォーラムにて、フォスタリング機関の講師を依頼し、市民 9 名、市内里親 1 名（1 組）、関係者 9 名 計 19 名を対象に研修会を実施した。		
今後の予定	・ ニーズに応じた研修を実施していく。 ・ 児童福祉司任用後研修を活用し、里親に必要と思われる研修を案内し、研修受講の機会を増やす。 ・ 里親月間に合わせ、里親フォーラムを開催できるように調整を行う予定。関係者のみならず、幅広い市民への広報周知の機会とする。		

Ⅱ－２ 里親等委託の推進

平成 29 年度末において、21.5%だった里親委託率について、本計画目標値である 45%を達成するため、児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携をして、里親養育包括支援（フォスタリング）として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

(１) 里親登録数増加のための新たな取り組み（拡充）			
市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など、今まで実施していない新たな取り組みを充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	・ 民生委員児童委員連絡協議会において、里親制度のちらし配布 ・ 各行政センター、市内市立病院ポスター、市役所本庁舎ポスター掲示 ・ 里親月間(10 月)期間中、里親制度の普及・啓発活動として下記を実施 ・ Cosuka Bayside Stores, 横須賀市市役所本庁舎北口展示コーナーにおいてパネル展示 ・ 横須賀中央駅設置デジタルサイネージの掲載 ・ 総合福祉会館において里親フォーラムを実施 ・ すかりぶおやこまつりに参加し里親制度のちらし配布 ・ 里親委託率 30.5%（令和 6 年 3 月 1 日現在）		
R 6 実 績	・ 10 月里親月間に、市役所本庁舎北口展示コーナーとコースカベイサイドにパネル展示。各行政センター、市内市立病院、市役所本庁舎にポスター掲示。 ・ 11 月のすかりぶおやこまつりにてパネル展示。 ・ 横須賀中央駅設置デジタルサイネージの掲載。 ・ 総合福祉会館において外部講師を招き、里親フォーラムを実施。 ・ 里親委託率 26.8%（令和 7 年 3 月 1 日現在）		
今後の予定	・ 里親制度周知のため、里親講座等の開催場所と開催時間を広げ、希望者が参加しやすいように運営する。 ・ 市のホームページをはじめ、公式ライン、広報よこすかなど、あらゆる機会を活用し、横須賀市里親会とも更に連携及び協力をすすめていく。		

(２) 里親研修・里親訪問等の実施（新規）

児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修や委託前後の里親への訪問等を実施し、里親を包括的に支援します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	10月に里親フォーラムを開催し里親も参加、管外児童相談所の里親の体験談を聞いた。 委託前後の児童相談所職員による里親への訪問等の実施のほか、里親支援専門相談員とともに訪問等を実施した。		
R 6 実 績	・里親対象スキルアップ研修として、2つの講座を開催した。 ①救急救命士から学ぶ応急処置法 ②学校給食センターの見学と試食を通しての食育講座 ・里親支援専門相談員主催の里親向け研修で心理司が講義を行った。		
今後の予定	・新規の里親に向けて、年度の初めに里親家庭の全戸訪問を実施しアセスメントを行う。 ・児童相談所主催の研修会（里親フォーラム、里親に関する研修など）を実施する。		

(3) 専門職員による支援の充実（拡充）			
児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	里親委託推進連絡会（里親相談員、里親会、里親支援専門相談員等出席）を年4回実施し、連携を図った。 毎月、施設職員との連絡会を開催し、里親支援専門相談員や施設の里親担当と情報共有し連携を図った。		
R 6 実 績	・里親委託推進連絡会を年4回、施設との連絡会を毎月実施することで、情報の共有と連携を図った。 ・里親登録後研修を終了した時点で、里親・児童相談所・里親支援専門相談員の3者で振り返り面接を実施、委託に向けての共通理解を深めた。 ・心理司による里親支援を始めた。		
今後の予定	・里親認定研修の段階から、里親担当以外の児童相談所職員も関わり、里親への幅広い支援を目指す。 ・里親相談員と密に連携する。 ・里親認定に係る研修において、里親担当、心理職員、児童福祉司が研修講師を担い、相互理解と見える関係づくりをする。		

(4) 里親会との連携			
里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里親のより良い養育体制を築いていきます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	里親会総会（年1回）、理事会（年4回）、レクレーション（年1回）に参加し、情報共有、連携を図った。		
R 6 実 績	・里親会総会（年1回）、理事会（年4回）に参加し、連携を図った。 ・里母サロンの開催にあたり、児童相談課職員も協力をした。		
今後の予定	・里親会総会（年1回）、理事会（年4回）に参加を継続し、連携を図る。 ・里母サロンの開催時の児童相談課職員の協力を継続する。 ・里親会のニーズを受け止め、児童相談所との連携と協力を深める。 ・毎年、5月に開催する里親と児童相談所との里親懇談会の場が児童福祉司とのコミュニケーションの場として、ディスカッションできる工夫を継続して行う。 ・里親説明会を里親会との共催で行うなど、里親会と協力し合える関係を継続する。		

Ⅱ－3 特別養子縁組の推進

平成 27 年度から先行して、民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、民間あっせん団体に登録している養親が本市の子どもをできる限り新生児期から養育して愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。

これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進とあわせて県内児童相談所と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

(1) 民間あっせん機関との協働			
現在連携している 4 つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	特別養子縁組にかかる事案は発生いたしませんでした。		
R 6 実 績	特別養子縁組にかかる事案が、1 組進行している。		
今後の予定	令和 6 年度から特別養子縁組にかかる事案に対応し、1 組の成立を目指す。		

(2)「思いがけない妊娠」への対応			
「にんしん SOS カード」を市内医療機関等に配布し、特別養子縁組が選択肢の1つになるよう、周知・啓発を行います。			
R 6 担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	思春期から周産期の女性
R 5 実績	「にんしん SOS/女性健康支援相談電話」の相談カードを作成し、医療機関、大型商業施設、庁内関係機関に加え、令和5年度はドラッグストア、市立中学校及び高校等 85 施設 122 か所に 4,853 枚を配架して、周知に努めた。 (家支及び児相)		
R 6 実績	「にんしん SOS/女性健康支援相談電話」の相談カードを作成し、市関係機関、医療機関、市立中学校及び高校などの公共施設に加え、大型商業施設、ドラッグストア及びカラオケボックスなどの民間施設、合計 82 施設 116 か所に 3,450 枚を配架して、周知に努めた。(家支及び児相)		
今後の予定	予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立および DV 等の様々な背景を抱え、妊娠・出産を周囲に相談できない方に相談窓口の周知をするため、「思いがけない妊娠相談カード」を作成し、商業施設や公共施設、学校等に配架する。		

(3) 養子縁組里親の周知 (拡充)			
里親登録数増加の取り組みとあわせて、養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数の増加を目指します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	里親制度の周知の際、養育里親だけでなく養子縁組里親の周知もあわせて行った。(実績については、Ⅱ-2 (1) のとおり)		
R 6 実績	里親制度の周知の際、養育里親だけでなく養子縁組里親の周知もあわせて行った。(実績については、Ⅱ-2 (1) のとおり)		
今後の予定	引き続き、里親制度の周知の際、養育里親だけでなく養子縁組里親の周知もあわせて実施していく。		

Ⅱ－４ 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に取り組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討していきます。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図っていきます。

(１) 施設の機能強化			
国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣など、市独自の補助を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	・市独自の基準で、国の基準を上回る職員配置を行った。(家支) ・各児童養護施設に学習講師を派遣した。 講師派遣時間数 1783.75 時間 (児相)		
R 6 実績	・市独自の基準で、国の基準を上回る職員配置を行った。(家支) ・各児童養護施設に学習講師を派遣した。 講師派遣時間数 1835.75 時間 (児相)		
今後の予定	・今後も引き続き、国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣など、市独自の補助を実施する。複雑なニーズを抱えるこどもに対応するため、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員等の複数の専門職を配置して施設の高機能化を図る。(家支) ・各児童養護施設に学習講師を派遣する。 R 7 講師派遣予定時間数 1734 時間 (児相)		

(２) 里親啓発・支援の実施（新規）			
里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援（フォスタリング）業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	・10月に養育里親更新研修を実施した。 ・10月に里親フォーラムを開催し、里親も参加した。 ・里親支援専門相談員による電話や家庭訪問等を実施し、里親支援を行った。		
R 6 実績	・10月に養育里親更新研修を実施した、 ・1月に里親フォーラムを開催し、一般市民をはじめ、里親や関係者も参加した。 ・里親支援専門相談員による電話や家庭訪問等を実施し、共同で里親支援を行った。		
今後の予定	・里親月間に併せた周知活動を関係機関と連携して行うことを強化する。 ・児童相談所主催の研修会（児童福祉司任用後研修や里親フォーラム、里親に関する研修など）を実施することで、研修受講の機会を増やす。 ・里親支援専門相談員による電話や家庭訪問等を更に強化し、情報共有を図		

	る。 ・里親に関わる職員などが、まずは里親家庭に寄り添い、いち早くニーズや直面する課題に対して、共に考える視点を持ち、対応することに注力する。
--	--

(3) 親子再構築への取り組み(拡充)			
家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰にむけた親子再構築支援を実施します。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	・児童養護施設2か所と、乳児院に家庭支援専門相談員を配置し、保護者等への相談援助や、里親委託推進のための支援等を行った。(家支) ・児童相談所長を含めた児童相談所職員で、全措置児童を対象に措置中の児童および家族への計画的な支援を目的としたヒアリングを17回(140人)行った。(児相) ・親子再統合プラン8世帯、親子再構築プラン8世帯、計16世帯実施した。(児相)		
R 6 実績	・児童養護施設2か所と、乳児院に家庭支援専門相談員を配置し、保護者等への相談援助や、里親委託推進のための支援等を行った。(家支) ・児童相談所長を含めた児童相談所職員で、全措置児童を対象に措置中の児童および家族への計画的な支援を目的としたヒアリングを15回(146人)行った。(児相) ・親子再統合プラン16世帯、親子再構築プラン17世帯、計33世帯実施した。(児相)		
今後の予定	・引き続き児童養護施設2か所と、乳児院に家庭支援専門相談員を配置し、保護者等への相談援助や、里親委託推進のための支援等を行う。(家支) ・引き続き、ヒアリングを行い、児童福祉施設等の子どもの家庭環境復帰にむけた支援が必要な親子に親子交流プランを実施予定。(児相)		

(4) ファミリーホームの設置検討(新規)			
施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	新規ファミリーホームの開設希望者に制度についての説明等を行った。(家支及び児相)		
R 6 実績	新規ファミリーホームの開設希望者に制度についての説明等を行った。(1件)(家支及び児相)		
今後の予定	新規ファミリーホームの開設希望者に対し、随時制度等の説明を行う。里親講座や里親フォーラムにてファミリーホーム事業の周知・啓発を行う。(家支及び児相)		

(5) 施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援（新規）			
18 歳を迎えて、施設や里親、ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。			
R 6 担当課	児童相談課	対象年齢等	18 歳～22 歳
R 5 実績	令和 4 年 7 月から自立支援コーディネーターを配置し、下記の業務を行った。 ・里親、施設入所中の高校生との関係性形成（3 年次に限らず） ・里親、施設入所中の高校 3 年生の自立支援 （一人暮らし、仕事選び、進学先等のサポート等） ・相談支援の関与数は延 498 件 ・継続支援計画を 2 名に作成、措置解除前に支援担当者会議を 2 回開催 ・サポートに必要な事務作業の支援 （奨学金申請のための提出書類作成補助等） ・退所後の状況に応じた相談支援 ・所管施設との連絡会議を年 3 回開催 ・月 1 回、県域のアフターケア事業所と児童養護施設等との連携・情報共有を兼ねた連絡会へ参加		
R 6 実績	自立支援コーディネーターを配置し、下記業務を行った。 ・里親、施設入所中の高校生との関係づくり（高校 3 年に限らず） ・里親、施設入所中で、退所を控えた児童らの自立支援 （金銭の使い方、資金シミュレーション等） ・進学に伴う事務手続きの支援（奨学金申請のための提出書類作成の補助等） ・継続支援計画作成（新規 0 件、継続 1 件） ・退所後の状況に応じた相談支援（定期面接、家庭訪問、関係機関同行等） ・相談支援の関与件数は延べ 599 件 ・所管施設との連絡会議を年 2 回開催 ・関東地区内のアフターケア事業所と情報共有や連携を兼ねた連絡会議・研修会へ参加（年 2 回）		
今後の予定	・令和 7 年 10 月より、社会的養護自立支援拠点事業に移行していく。 移行に伴い、業務は社会的養護自立支援拠点事業所に業務委託予定。		

【取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア】

Ⅲ－１ 子どもが望む自立への支援

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

(１)「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用			
社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0歳～18歳未満
R 5 実績	・対象となる児童はいなかった。 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。		
R 6 実績	・対象となる児童はいなかった。 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。		
今後の予定	・対象となる児童がいた場合には、登録事業者と調整を行い、就労支援に努める。 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行う。		

(２)施設への職業指導員の配置			
児童養護施設の子どもが個々の希望や適性に応じて、職業選択ができるよう、職業指導員を配置します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	—
R 5 実績	児童養護施設２か所に配置し、職業選択のための相談・助言、実習や講習等による職業指導、就職の支援や退所後のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助等を行った。		
R 6 実績	児童養護施設２か所に配置し、職業選択のための相談・助言、実習や講習等による職業指導、就職の支援や退所後のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助等を行った。		
今後の予定	今後もこどもが個々の希望や適性に応じて職業選択ができるとともに、退所後も家庭訪問や転居の手続き、ハローワークへの同行支援等のアフターケアを受けられるようにするため、引き続き職業指導員を配置する。		

(３)学習指導講師の派遣			
児童養護施設の子どもに家庭学習の習慣づけの支援となるよう、学習指導講師を派遣します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	施設入所児童
R 5 実績	児童養護施設に学習講師を派遣した。講師派遣時間数 1783.75 時間		
R 6 実績	児童養護施設に学習講師を派遣した。講師派遣時間数 1835.75 時間		
今後の予定	児童養護施設に入所するこども一人ひとりの学びの機会を保障し、個別の関わりによるきめ細やかな支援を行うため、学習講師の派遣を行う。 R 7 講師派遣予定時間数 1734 時間		

(4) 学校外での活動の支援			
自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	—
R 5 実 績	学習塾や習い事等にかかる経費の一部を、市加算分の学校外活動費として措置費で支弁した。		
R 6 実 績	学習塾や習い事等にかかる経費の一部を、市加算分の学校外活動費として措置費で支弁した。		
今後の予定	今後も引き続き、自立に向けた選択肢の幅が広がり、地域社会でも他者との繋がりが持てるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助する。		

(5) 身元保証人の費用補助			
施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担を減らすため、その費用の補助をします。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳～20 歳未満
R 5 実 績	施設長が保証人となるため、その保険料を負担した。 就職時及び入学時の身元保証 2 人、賃貸住宅棟賃借時の連帯保証 1 人		
R 6 実 績	対象者なし		
今後の予定	施設長・里親等が保証人となった場合、保証料の一部を負担する。 R 7 就職時及び入学時の身元保証（見込人数） 10 人 R 7 賃貸住宅棟賃借時の連帯保証（見込人数） 7 人		

Ⅲ－２ 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き続きの自立支援全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる体制を整えます。

(１) 青少年自立支援関係機関連絡会議の開催			
社会的養護の子どもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために、「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	15 歳～39 歳
R 5 実 績	・ 1 月 25 日 青少年自立支援関係機関連絡会議（全体会議）を開催 議題（１）各所での取り組みについて （２）「子どもの居場所づくり」の取り組み紹介 ・ 湘南国際での取り組み ・ アンガージュマン・よこすかでの取り組み （３）個別検討会議について ・ 3 月 25 日 青少年自立支援関係機関連絡会議（個別検討会議）を開催 検討事項：今後の相談機関の設定、各機関が可能な支援内容の確認		
R 6 実 績	・ 10 月 7 日 青少年自立支援関係機関連絡会議（全体会議）を開催 議題（１）各所での取り組みについて （２）個別検討会議について （３）こども家庭センターについて （４）横須賀市の相談体制について ・ 7 月 1 日、8 月 19 日 青少年自立支援関係機関連絡会議（個別検討会議）を開催 検討事項：これまでの支援内容の共有、各機関が可能な支援内容の確認		
今後の予定	社会的養護の子どもを含めた青少年に対する支援を効果的に実施するため、「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催し、関係機関と協力して具体的な支援を行う。		

(2) 自立援助ホームによる自立支援（拡充）			
主に 18 歳から 20 歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワークづくりを進めます。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	18 歳～20 歳
R 5 実 績	・自立援助ホームに対して、措置費や運営等について必要な助言等を行った。(家支) ・5 県市と神奈川県自立援助ホーム協議会の意見交換会に出席し、意見交換や情報共有を行った。(家支) ・自立援助ホームと協力し、子どもの自立に向けた支援を実施した。(児相) ・自立援助ホームを含む所管施設との連絡会議を年 3 回開催し、自立支援における連携に努めた。(児相)		
R 6 実 績	・自立援助ホームに対して、措置費や運営等について必要な助言等を行った。(家支) ・5 県市と神奈川県自立援助ホーム協議会の意見交換会に出席し、意見交換や情報共有を行った。(家支) ・自立援助ホームと協力し、子どもの自立に向けた支援を実施した。(児相) ・自立援助ホームを含む所管施設との連絡会議を年 2 回開催し、自立支援における連携を図った。(児相)		
今後の予定	・自立援助ホームで、対人関係や金銭管理、就業への取り組み姿勢等の日常生活上の指導や就労支援を行うとともに、退所者に対する生活相談援助を行い、社会的自立を促進する。(家支) ・自立援助ホームと協力し、子どもの自立に向けた支援を実施する。(児相) ・自立援助ホームを含む所管施設との連絡会議を開催し、自立支援における連携を図る。(児相)		

(3) 自立支援コーディネーターの配置（新規）（再掲）			
18 歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。			
R 6 担当課	児童相談課	対象年齢等	18 歳～22 歳
R 5 実績	令和 4 年 7 月から自立支援コーディネーターを配置し、下記の業務を行った。 ・里親、施設入所中の高校生との関係性形成（3 年次に限らず） ・里親、施設入所中の高校 3 年生の自立支援 （一人暮らし、仕事選び、進学先等のサポート等） ・相談支援の関与数は延 498 件 ・継続支援計画を 2 名に作成、措置解除前に支援担当者会議を 2 回開催 ・サポートに必要な事務作業の支援 （奨学金申請のための提出書類作成補助等） ・退所後の状況に応じた相談支援 ・所管施設との連絡会議を年 3 回開催 ・月 1 回、県域のアフターケア事業所と児童養護施設等との連携・情報共有を兼ねた連絡会へ参加		
R 6 実績	自立支援コーディネーターを配置し、下記業務を行った。 ・里親、施設入所中の高校生との関係づくり（高校 3 年に限らず） ・里親、施設入所中で、退所を控えた児童らの自立支援 （金銭の使い方、資金シミュレーション等） ・進学に伴う事務手続きの支援（奨学金申請のための提出書類作成の補助等） ・継続支援計画作成（新規 0 件、継続 1 件） ・退所後の状況に応じた相談支援（定期面接、家庭訪問、関係機関同行等） ・相談支援の関与件数は延べ 599 件 ・所管施設との連絡会議を年 2 回開催 ・関東地区内のアフターケア事業所と情報共有や連携を兼ねた連絡会議・研修会へ参加（年 2 回）		
今後の予定	・令和 7 年 10 月より、社会的養護自立支援拠点事業に移行していく。 移行に伴い、業務は社会的養護自立支援拠点事業所に業務委託予定。		

【取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実】

Ⅳ－１ 児童相談所の機能強化

令和２年度からは、児童相談課とこども家庭支援課による「こども家庭支援センター」の新設で組織体制を強化し、平成３０年１２月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にある職員の配置基準見直しなどを踏まえ、里親支援や保護者支援など社会的養護にかかる者への支援の強化など量的拡充・質的向上を図っていきます。

(１) 弁護士配置			
法的対応体制強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法律問題や保護者とのトラブル防止に努めます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	非常勤の法律担当弁護士を１名配置し、法的対応を図った。 相談回数 49 回（延 138 件）。		
R 6 実績	非常勤の法律担当弁護士を１名配置し、法的対応を図った。 相談回数 51 回（延 135 件）。		
今後の予定	引き続き、法律担当弁護士の配置を継続し、法的対応体制の強化をする。		

(２) 精神科医師配置			
医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	非常勤の精神科医を２名配置し、医学的な助言等を受けた。 相談回数 27 回		
R 6 実績	相談回数 25 回		
今後の予定	精神科医 2 名（30 回＋10 回）計 40 回を配置し、引き続き、こども、保護者、関係機関の職員、児童相談所職員が助言を受けられるようにする。		

(３) 学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ			
学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークにおける効率的・効果的な対応を行います。			
担 当 課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	非常勤の児童相談所スーパーバイザーを１名配置し、助言等を受けた。 相談回数 27 回（延 61 件）		
R 6 実績	非常勤の児童相談所スーパーバイザーを１名配置し、助言等を受けた。（児相） 相談回数 24 回（延 34 件）		
今後の予定	こども家庭支援センターにスーパーバイザーとしてこども家庭支援相談専門員を３名配置し、支援体制の強化に努める。（家支及び児相）		

(4) 児童相談所職員の充実			
児童福祉司・児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実 績	・こども家庭庁の基準に基づき、児童福祉法施行取扱規則に児童福祉司・児童心理司の数を定め、職員配置を行った。 ・児童福祉司については、法定で定められる基準の研修を行い、人材の育成に努めた。		
R 6 実 績	・こども家庭庁の基準に基づき、児童福祉法施行取扱規則に児童福祉司・児童心理司の数を定め、職員配置を行った。 ・児童福祉司については、法定で定められる基準の研修を行い、人材の育成に努めた。 ・学識経験者等による専門的助言の体制を図り、スーパーバイズを通して児童相談所職員の人材育成への取り組みを行なった		
今後の予定	引き続き、適正な人員配置を行うとともに、研修等により人材育成に努める。		

Ⅳ－２ 一時保護体制の充実

本市の一時保護所では、当面、現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

(１) 一時保護所のしおりの作成			
子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を子どもの年齢に応じて説明します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	一時保護所児童
R 5 実績	一時保護所の入所時に、一時保護所のルールや児童の持つ権利などについて、しおりを用いて説明を行ったが、幼児用のしおりは作成できていない。学童用については、令和５年度中に、一時保護所のしおりの見直し・改定の作業を行った。		
R 6 実績	令和５年度中に見直し・改定の作業を行ったしおりを用いて、一時保護所のルールや児童の持つ権利などについて説明を行った。		
今後の予定	意見表明等支援事業についての説明をしおりに組み込めるよう見直し作業を行う。また、幼児向けのしおりの作成について検討する。		

(２) 一時保護ガイドラインの徹底			
職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	生活支援マニュアルを各指導員に配付。 同マニュアルに一時保護ガイドラインの要領を一部盛り込み、新任職員を中心に周知を進めたが、全職員に対して、同ガイドラインの内容の周知は徹底できていない。		
R 6 実績	生活支援マニュアルに一時保護ガイドラインの要領を一部盛り込み、同マニュアルについて随時見直し、訂正・改定を行ったうえで、一時保護所職員全員に配布した。また、１～３年目の職員を中心とした内部研修を実施。テーマを設けた研修や、グループ会議内でのマニュアルの確認等を実施した。		
今後の予定	ガイドラインに照らし合わせながらのマニュアルの見直し、修正は引き続き継続。また、内部研修やグループ会議でマニュアルの読み合わせ・内容確認など随時取り組んでいく。		

(３) 関係機関との連携			
触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図ります。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	—
R 5 実績	子どもの特性にあわせた必要な対応を、関係機関と相談しながら行った。		
R 6 実績	子どもの特性にあわせた必要な対応を、関係機関と相談しながら行った。		
今後の予定	引き続き、子どもの特性にあわせた必要な対応を、関係機関と相談しながら行う。		

(4) 里親への一時保護の拡大			
一時保護所の生活では通学、外出が難しい状況であることから、通学が必要な子どものために、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	0 歳～18 歳未満
R 5 実 績	一時保護を委託した里親は、8 組であった。		
R 6 実 績	一時保護を委託した里親は、7 組であった。		
今後の予定	引き続き一時保護委託が可能な里親の確保に努める。		